

「医療(その他の医療一般)」合同作業チーム報告書

難病について

【総論】

厚生労働省の主なコメント (平成23年6月23日)	<ul style="list-style-type: none">○ 医療を始めとする難病そのものの議論については、障害者総合福祉法(仮称)とは別に検討される必要があると考えます。○ 難病患者に対する医療と福祉の在り方及び医療費の支援の在り方等については、現在、厚生労働省内に設置された「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム」において、制度横断的な検討を行っているところであり、これらの検討も踏まえた上で総合的な検討が必要と考えられます。○ また、難病対策に関する専門的事項について調査審議を行うため、既に厚生労働科学審議会疾病対策部会の下に、難病対策委員会を設置しており、難病の患者団体の代表者を含めた委員構成により、難病対策の様々な課題について検討していることから、これらも踏まえた上で、検討が必要と考えられます。○ 現在のところ、地域における生活支援として、在宅療養中の難病患者に対しては、ヘルパーの派遣や短期入所やレスパイト入院のための病床確保など、既に、難病患者等短期入所事業や重症難病患者入院施設確保事業の中で実施されているところです。○ 障害者総合福祉法(仮称)において難病の者をどう位置付けるかについての議論については、「障害の範囲」チームの報告等も踏まえ、さらに検討が必要と考えられます。○ 「<u>難病については、概念整理を並行して進めることが必要であり、今後、当事者の参画した審議会を設けて検討を進めながら漸進的な制度整備を図ることが重要</u>」ということですが、難病等の扱いについては、どのような状況であれば法律に基づく給付の対象となるのか、対象とするのであればどのような基準で認定するのか、といったことなど、具体的な改革の内容が明確にならなければ制度設計は難しいのではないかと考えられます。
------------------------------	--

「医療(その他の医療一般)」合同作業チーム報告書

難病について

【各論】

報告の該当箇所(平成23年6月23日)	厚生労働省の主なコメント(平成23年6月23日)
<p>全体に共通する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療に係る経済的負担 <ul style="list-style-type: none"> ・ また、難治性慢性疾患のある障害者については、難病対策要綱に基づき取り組まれてきたことの発展的継承、長期療養を必要とする場合の高額療養費の軽減なども重要。 全体を通じた今後の課題として、医療費公費負担制度の総合的見直しも視野におく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 疾病に関わらず、長期に高額な医療費がかかる患者の更なる負担軽減策については、社会保障と税の一体改革の中で検討しているところであり、この議論も踏まえながら、検討が必要と考えられます。
<p>総合福祉法(仮称)と難病</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療的ケア <ul style="list-style-type: none"> ・ 「医療的ケア」の概念を次のように整理した。「医療行為として行われていたが、現在は、その障害者の家族に許可されている、または、家族が通常行っている、生きていくのに不可欠な行為であって、その障害者に生理的結果をもたらす行為」。 ・ 医療的ケアの対象の追加について 今後、さらに必要な医療的ケアの対象への追加を検討するとともに、これを家族以外の第三者である介護者も行えるようにし、また、家族のいない独居者に対しても同様に行えるようになることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の家族に対する医療行為の実施に関する許可制度は存在しないため、概念整理については更に検討が必要と考えられます。 ○ 先般、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、「社会福祉士法及び介護福祉士法」が一部改正され、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等が、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとされたところです。 介護職員等によるたんの吸引等の実施に係る研修については、在宅等で特定の者にケアを行うケースを想定した研修体系を設けることとしており、必要な技能・知識が身につく研修体系とすることが必要と考えられます。 介護職員等によるたんの吸引等の実施に当たっては、医療関係者との連携の確保を図るなど、安全が確保された体制とすることが必要と考えられます。 介護職員等が行うことのできる行為の範囲の拡大については、関係者を含めた慎重な検討が必要と考えられます。

「医療(その他の医療一般)」合同作業チーム報告書

難病について

【各論】

報告の該当箇所(平成23年6月23日)	厚生労働省の主なコメント(平成23年6月23日)
<p>総合福祉法(仮称)と難病</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当事者が参画した審議会の設置・ 難病については、総合福祉法の対象として難病を取り入れるという方向は、共通認識になりつつあるが、「難病とは何か」という概念についてさらに整理が必要。難治性慢性疾患のある障害者へのサービスのあり方は、専門性の高い領域であり、多義にわたる課題が残されている。漸進的な制度整備を図ることが必要と考えられ、総合福祉法の制定後にも、当事者の参画を確保しながら、さらに検討を行っていく審議会が必要。	<ul style="list-style-type: none">○ 難病については、総合的な検討の場において更に慎重な検討が必要と考えられます。

障害者基本法の一部を改正する法律案【概要】

総則関係(公布日施行)

1)目的規定の見直し(第1条関係)

- ・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によらずに、平等に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する

2)障害者の定義の見直し(第2条関係)

- ・身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(事物、制度、慣習、観念等)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

3)地域社会における共生等(第3条関係)

- 「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る

・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること

・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと

・全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること

4)差別の禁止(第4条関係)

- ・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要な合理的な配慮がされなければならない。
- ・差別等の防止に関する啓発及び知識の普及

5)国際的協調(第5条関係)

- ・1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

6)国及び地方公共団体の責務(第6条関係)

- ・3)から5)までに定める基本原則にのっとり、施策を実施する責務

7)国民の理解(第7条関係)

- ・国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策

8)国民の責務(第8条関係)

- ・国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

9)障害者週間(第9条関係)

- ・事業の実施に当たり、民間団体等と相互に緊密な連携協力を図る

10)施策の基本方針(第10条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施

- ・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

基本的施策関係(公布日施行)

1)医療、介護等(第14条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重 等

2)教育(第16条関係)

- ・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- ・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上並びに学校施設その他の環境の整備の促進 等

3)療育(第17条関係)

- ・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策

4)職業相談等(第18条関係)

- ・多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等

5)雇用の促進等(第19条関係)

- ・国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理 等

6)住宅の確保(第20条関係)

- ・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

7)情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

- ・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう必要な施策
- ・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策

8)相談等(第23条関係)

- ・障害者の家族その他の関係者に対する相談業務

9)文化的諸条件の整備等(第25条関係)

- ・障害者が円滑に文化活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策

10)選挙等における配慮【新設】(第26条関係)

- ・選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策

11)司法手続における配慮等【新設】(第27条関係)

- ・刑事案件等の手続の対象となった場合、民事事件等の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

12)国際協力【新設】(第28条関係)

- ・外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

障害者政策委員会等(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)

国)障害者政策委員会(第30~33条関係)

- ・中央障害者施策推進協議会を改組し、非常勤委員30人以内で組織する障害者政策委員会を内閣府に設置 等

(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから任命)

- ・障害者基本計画の策定に関する意見具申。同計画に関し調査審議し、必要があると認めるときは意見具申 等

・同計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは総理又は総理を通じて関係各大臣に勧告 等

- ・関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明等の協力を求めることができる。 等

地方)審議会その他の合議制の機関(第34条関係)

- ・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加 等

障害者基本法の一部を改正する法律案(難病関係抜粋)

現行	障害者基本法の一部を改正する法律案 (平成23年4月22日国会提出時)	衆議院修正後の障害者基本法の一部を改正する法律案(平成23年6月16日衆議院可決時)
<p>(定義)</p> <p><u>第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p><u>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p><u>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>
<p>第三章 障害の予防に関する基本的施策</p> <p><u>第二十三条 国及び地方公共団体は、障害の原因及び予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。</u></p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、<u>障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進</u>その他必要な施策を講じなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、<u>障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることにかんがみ</u>、<u>障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策</u></p> <p><u>第二十九条 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。</u></p> <p>2 国及び地方公共団体は、<u>障害の原因となる傷病の予防</u>のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、<u>当該傷病の早期発見及び早期治療の推進</u>その他必要な施策を講じなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、<u>障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み</u>、<u>障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策</u></p> <p><u>第三十一条 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。</u></p> <p>2 国及び地方公共団体は、<u>障害の原因となる傷病の予防</u>のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、<u>当該傷病の早期発見及び早期治療の推進</u>その他必要な施策を講じなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、<u>障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み</u>、<u>障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。</u></p>